

社会福祉法人日本水上学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本水上学園（以下法人）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の金額)

第4条 役員等が理事会・評議員会・監事監査に出席した場合、また法人・施設の業務にかかわる出勤をした場合、報酬として15,473円（所得税控除後15,000円）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、当該実費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員等が退職した場合は日本水上学園(本部)から退職慰労金を支払うものとする。退職慰労金は役員就任年数（1年未満は切捨）に10,000円を乗じて支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 平成29年4月1日 制定施行